

地方交付税の復元・増額に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 23 年度の地方交付税については、三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源調整・財源保障機能を回復・強化すること。

また、都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や道路・橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、都市自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るため、現行の臨時財政対策債により補てんする制度を抜本的に改め、地方交付税法定率の引上げ等を行うことにより、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

3. 基準財政需要額の算定にあたっては、都市自治体の財政需要の実態を反映し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

4. 基準財政収入額については、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。

5. 景気対策や政策減税等、国が後年度交付税措置すると約束した地方債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること。

6. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

